

在外選挙「出国時申請」について

従来、在外選挙人名簿登録申請は、在外公館の窓口に出向いて行う必要がありましたが、2018年6月1日以降、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会選挙人名簿に登録されている方が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外転出時に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して申請（出国時申請）を行うことができるようになりました。

詳しくは以下の総務省ホームページをご参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

なお、既に住所を海外に移し在外選挙人名簿に登録されていない方は、出国時申請は利用できませんが、従来どおり、住所地を管轄する在外公館で登録申請を行うことができます。

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

Embassy of Japan in Trinidad and Tobago

5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain

Trinidad and Tobago, W. I. (P. O. Box 1039)

電話：(国番号 1-868) 628-5991

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp